

# 地域の未来を考える政策プロジェクト会議設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 迫りくる人口減少・超少子高齢化社会への一層の対応などをテーマとして、西部地域の将来に向けた課題を掘り下げ検討し、長期的な課題の解決を目指す市を支援することを目的として、地域の未来を考える政策プロジェクト会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、第1条に掲げる目的に関する事項を所掌する。

## (組 織)

第3条 会議のメンバーは、埼玉県西部地域振興センター（以下「センター」という。）の職員、センター管内市の企画担当職員をもって構成する。

2 会議に必要な時は、有識者、県職員及びセンター管内市の職員をメンバーとすることができる。

## (会 議)

第4条 会議は、センターまたは管内市が必要に応じ招集し、開催するものとする。

## (庶 務)

第5条 会議の庶務は、センターにおいて処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、センターが別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。